

岡山県特別支援教育就学奨励費に係る事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定及びその趣旨に基づき、岡山県（以下「県」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への就学の特殊事情に鑑み、特別支援教育を受ける幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費の一部を支弁することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 特別支援学校への就学奨励に関する法律をいう。
- (2) 令 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）をいう。
- (3) 交付要綱 当該年度の特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱をいう。
- (4) 算定要領 当該年度の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領をいう。
- (5) 事務処理資料 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（当該年度の文部科学省初等中等教育局特別支援教育課通知）をいう。
- (6) 県立特別支援学校長 県が設置する特別支援学校の長をいう。
- (7) 県立中学校長等 県が設置する中学校及び中等教育学校の長をいう。
- (8) 市立特別支援学校長 市が設置する特別支援学校の長をいう。
- (9) 保護者等 幼児、児童、生徒又は未成年者の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいい、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所中の者で親権を行う者又は後見人のいない者については、当該施設の長をいい、成年に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者をいう。
- (10) 収入額・需要額調書 算定要領に規定する保護者等の属する世帯の収入額及び需

要額の算定に必要な資料をいう。

(支弁の対象となる経費)

第4条 保護者等に支弁する経費は、法第2条に規定する経費とし、同法に定めのない経費については交付要綱に定める経費とする。

(支弁の対象となる経費の範囲等)

第5条 保護者等に支弁する経費の範囲及び算定基準並びに経費の支弁の基準は、令第1条及び第2条の規定によるほか、交付要綱又は事務処理資料に定めるところによる。

2 就学奨励費の支弁の対象となる児童等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県が設置する特別支援学校に就学する児童等
- (2) 県に包括される市が設置する特別支援学校に就学する児童等
- (3) 県が設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等

(支弁区分の決定に必要な調書)

第6条 保護者等は、次の各号に掲げる調書に関係書類を添えて、毎年定める日までに当該学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 収入額・需要額調書（様式第1号）
- (2) 交通費所要額調書（様式第2号）

2 保護者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、令第2条第3号該当者とみなし、当該各号に定める書類をもって前項の調書に代えるものとする。

- (1) 世帯の収入額が令第2条第3号に該当すると自ら認め、かつ、同令第1条に規定する経費の支給を辞退する保護者等にあっては、その旨を記入した辞退届
- (2) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所し、当該施設において、就学に係る措置費の給付を受けている児童等の保護者等については、就学に係る措置費の給付を受けている旨を当該施設の長が証明したもの
- (3) 児童福祉法第20条に規定する指定療育機関に入院し、当該機関において、療育の給付を受けている児童等の保護者等については、療育の給付を受けている旨を当該機関の長が証明したもの

(調書等の審査及び確認)

第7条 県立特別支援学校長、県立中学校長等及び市立特別支援学校長は、令、算定要領及び前条の規定に基づき、保護者等から提出のあった調書等を審査し、県立特別支援学校長については支弁区分を決定し、県立中学校長等及び市立特別支援学校長については就学奨励費支給に関する保護者等の支弁区分の認定台帳（様式第3号）を作成の上、別

に定める日までに岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出し、支弁区分の決定を受けなければならない。

- 2 県立特別支援学校長は、前項により決定した支弁区分により、就学奨励費支給に関する保護者等の支弁区分の認定台帳及び支弁段階認定台帳集計表（様式第4号）を作成の上、県教育委員会に提出しなければならない。

（支弁区分の決定及び通知）

第8条 県教育委員会及び県立特別支援学校長は、児童等の支弁区分を決定した場合は、速やかに保護者等に通知するものとする。ただし、県教育委員会にあっては、県立中学校長等及び市立特別支援学校長を通じて支弁区分の決定を通知するものとする。

- 2 県立中学校長等及び市立特別支援学校長は、県教育委員会から支弁区分の決定の通知を受けたときは、速やかに保護者等に通知するものとする。

（支弁区分の変更報告）

第9条 保護者等は、支弁区分の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、速やかに当該学校長に書面又は口頭をもって届け出なければならない。

- (1) 通学若しくは学校附設の寄宿舎に入舎している児童等が、児童福祉施設等に入所することとなったとき、又は児童福祉施設等に入舎している児童等が、通学若しくは学校附設の寄宿舎に入舎することとなったとき。
- (2) 就学中の児童等が死亡したとき、転学等により当該学校に就学しなくなったとき又は新たに当該学校に就学したとき。
- (3) 保護者等の死亡又は離婚により、収入額又は需要額に著しい変動があり、支弁区分を変更する必要があるとき。
- (4) 前各号以外の事由により、支弁区分を変更する必要があるとき。

（支弁区分の変更決定及び通知）

第10条 県立特別支援学校長、県立中学校長等及び市立特別支援学校長は、前条の規定により、保護者等から届け出のあった事項について、支弁区分を変更する必要があるときは、第6条に規定する調書等を提出させ、第7条及び第8条の規定により審査等を行い、四半期ごとに取りまとめて、就学奨励費支給に関する保護者等の支弁区分の認定台帳（異動報告）（様式第5号）を作成し、翌四半期の最初の月の10日（ただし、第4四半期分については、3月20日）までに1部を県教育委員会に提出しなければならない。

（交付申請書）

第11条 市立特別支援学校長は、負担金交付申請書（様式第6号）を作成し、別途通知す

る日までに県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 市立特別支援学校長は、災害その他の事情により交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、変更交付申請書（様式第7号）を作成し、別途通知する日までに県教育委員会に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第12条 県教育委員会は、前条の規定による負担金交付申請書又は変更交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第8号）又は変更交付決定通知書（様式第9号）を通知する。

（実績報告）

第13条 市立特別支援学校長は、当該年度の事業が終了したときは、実績報告書（様式第10号）を作成し、事業完了後20日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに県教育委員会に提出しなければならない。

（確定額の通知）

第14条 県教育委員会は、前条の規定による実績の報告を受けた場合には、その報告に係る事業の実施結果が負担金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき負担金の額を確定し、額の確定通知書（様式第11号）を通知する。

（経費の支給方法）

第15条 就学奨励費は、県立特別支援学校長、県立中学校長等及び市立特別支援学校長が当該学校に就学する児童等の保護者等の費用負担について確認を行い、対象となる経費を算定し、原則として金銭をもって保護者等に支給する。

（目的外使用の禁止）

第16条 県立特別支援学校長、県立中学校長等及び市立特別支援学校長は、交付を受けた経費を第4条に規定する経費以外の経費として支給してはならない。

（就学奨励費の返還）

第17条 県教育委員会は、就学奨励費が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 県立特別支援学校長、県立中学校長等及び市立特別支援学校長が、前条の規定に違反したとき。
- (2) 保護者等が、虚偽の申請等により支給を受けたことが明らかになったとき。

(台帳等の整備)

第18条 県立特別支援学校長、県立中学校長等及び市立特別支援学校長は、各経費の支給の状況を明らかにするために、次の各号に掲げる台帳及び書類を作成し、常に整備しておかなければならない。

- (1) 就学奨励費支給に関する保護者等の支弁区分の認定台帳
- (2) 就学奨励費個人別支給台帳
- (3) その他必要な書類

(他の法令との関係)

第19条 この要項に規定する就学奨励費に関しては、他の法律又はこれに基づく命令等に特別の定めのあるものを除くほか、この要項に定めるところによる。

2 この要項に規定する就学奨励費に関する金銭の出納、物品の購入等については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に定めるところによるものとする。

(その他)

第20条 この要項の定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年5月15日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。